

下記の委託業務について、公募型簡易企画提案に係わる手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年4月10日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和2年度静岡県水道広域化シミュレーション業務委託

(2) 業務目的

駿豆圏域（賀茂地区を除く。）及び大井川圏域の水道事業の広域化を進めるため、各水道事業体の経営分析及び将来予測を行った上で、各圏域の特性を踏まえた最適な広域化パターンを設定し、多様な形態での広域連携のシミュレーションを行う。

シミュレーション結果は、各水道事業体に提示し、水道広域化推進プランの策定を含めた今後の水道事業の広域化に係る検討に活用する。

(3) 対象圏域

静岡県のうち、賀茂地区を除く駿豆圏域（熱海市、伊東市、沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、御殿場市、小山町及び駿豆水道用水供給事業）及び大井川圏域（島田市、焼津市、藤枝市、掛川市、菊川市、御前崎市、牧之原市、吉田町、川根本町、大井上水道企業団、大井川広域水道用水供給事業及び榛南水道用水供給事業）を対象圏域とする。

(4) 履行期限

令和3年3月16日限り

(5) 契約限度額

本業務の契約限度額は、18,175,454円（消費税抜き）とする。

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 以下に示す、同種又は類似業務について、平成21年4月1日以降に完了した実績を有すること。
（元請として完了したものに限る。）

- ・同種業務：都道府県等が発注した、水道事業の広域化に係るシミュレーション業務
- ・類似業務：水道事業に関するアセットマネジメントを含めた経営戦略策定業務

(4) 以下に示す要件を満たす技術者を当該業務に配置できること。

以下に示す、同種又は類似業務について、平成21年4月1日から参加表明書提出日までに完了している業務において技術者として従事した実績を有する者。

なお、圏域ごとに担当者を配置すること。

- ・同種業務：都道府県等が発注した、水道事業の広域化に係るシミュレーション業務

・類似業務：水道事業に関するアセットマネジメントを含めた経営戦略策定業務

(5) 参加表明書及び技術提案書の提出期限の日から契約締結の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 次のアからオのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

3 業務説明書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和2年4月10日（金）から令和2年4月24日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時までの間

(2) 配布場所

静岡県くらし・環境部環境局水利用課水道環境班で配布する。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

4 参加表明書及び技術提案書の提出

(1) 提出期間

令和2年4月10日（金）から令和2年4月24日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時までの間

(2) 提出先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部環境局水利用課水道環境班

(3) 提出方法

書面は持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書の内容を確認した上で、ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和2年4月30日（木）までに通知する。

6 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により令和2年4月30日（木）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和2年5月12日（火）（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非選定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和2年5月14日（木）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先及び提出方法は、4(2)及び4(3)と同じとする。

7 契約予定者を特定するための評価項目

- (1) 次に掲げる評価項目を勘案し特定するものとする。

- ア シミュレーションに関する先進性
- イ 水道法の改正経緯に関する企業の理解力
- ウ 業務の理解度
- エ 業務の計画性
- オ 業務の実効性
- カ 業務の実現性
- キ 成果品の分かり易さ

- (2) (1)による評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を契約予定者として特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。なお、評価においてその評価点が30点に満たない者は特定しない。
- (3) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和2年5月20日（水）までに通知する。

8 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者（「5 ヒアリング以降の審査対象者の選定」ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く。）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和2年5月20日（水）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和2年5月27日（水）（土曜日及び日曜日を除く。）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和2年5月29日（金）までに書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先及び提出方法は、4(2)及び4(3)と同じとする。

9 その他

(1) 詳細は、「令和2年度静岡県水道広域化シミュレーション業務委託 業務説明書」によるものとする。

(2) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 照会窓口は、以下のとおりとする。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部環境局水利用課水道環境班

電話番号 054-221-2420